

令和7年第3回臨時会

南伊豆町議会会議録

令和7年 12月22日 開会

令和7年 12月22日 閉会

南伊豆町議会

令和7年第3回南伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（12月22日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議第109号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議第110号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議第111号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議第112号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○閉議及び閉会宣告	15
○署名議員	17

令和7年12月臨時町議会

(第1日 12月22日)

令和7年第3回南伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和7年12月22日(月)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議第109号 南伊豆地域清掃施設組合同規約の一部を変更する規約制定について
日程第 4 議第110号 南伊豆地域清掃施設組合の解散について
日程第 5 議第111号 南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分について
日程第 6 議第112号 令和7年度南伊豆町一般会計補正予算(第7号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	安藤 広和 君	2番	岩田 稔 君
3番	大年 美文 君	4番	黒田 利貴男 君
5番	渡邊 哲 君	6番	宮田 和彦 君
7番	比野下 文男 君	8番	長田 美喜彦 君
9番	稲葉 勝男 君	10番	清水 清一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡部 克仁 君	副町長	渡邊 雅之 君
教育長	佐野 薫 君	総務課長	勝田 智史 君
防災課長	高野 克巳 君	企画課長	山田 日好 君
地域整備課長	佐藤 禎明 君	商工観光課長	高橋 健一 君

町民課長	土屋秀久君	健康増進課長	宮本利江君
福祉介護課長	平山貴広君	教育事務局長	山口一実君
生活環境課長	廣田哲也君	会計室長	菰田一郎君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤由紀子	係長	勝田恵子
--------	-------	----	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

- 議長（比野下文男君） 定刻になりました。
- ただいまの出席議員は定足数に達しております。
- これより、令和7年第3回南伊豆町議会臨時会を開会します。
-

◎議事日程説明

- 議長（比野下文男君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。
-

◎開議宣告

- 議長（比野下文男君） これより、本日の会議を開きます。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（比野下文男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。
- 南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。
- 4番議員 黒田利貴男君
- 5番議員 渡邊哲君
-

◎会期の決定

- 議長（比野下文男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は12月22日、本日1日限りと決定しました。

◎議第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） これより議案審議に入ります。

議第109号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

議第109号の提案理由を申し上げます。

本議案は南伊豆地域清掃施設組合が解散した場合における事務の承継について、組合規約に規定がないことから、第13条に解散による事務の承継の規定を定めるものであります。

詳細については生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 廣田哲也君登壇〕

○生活環境課長（廣田哲也君） 議第109号の内容説明を申し上げます。

本議案は南伊豆地域清掃施設組合規約の一部を変更する規約について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき南伊豆地域清掃施設組合規約の一部を変更することに関し、下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町と協議して定めることについて、同法290条の規定により議会の議決を求めるものです。

次ページをご覧ください。

議会が解散した場合、残った事務を下田市に承継することになりますが、その事務の承継について規定がないことから規約を一部変更し、第13条に解散による事務の承継の規定を定めるものであります。

なお、附則において、静岡県知事の許可のあった日から施行することを定めております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（比野下文男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

大年議員。

○3番（大年美文君） おはようございます。よろしくお願いします。

事務的なことでちょっとお伺いします。この一部変更する規約、これが全部次の議案にも出ているんですけども、まずこの規約を変更することが、次の、解散の協議書になってくるんですけども、これが解散に伴うものに必要なものですか。この条例変更にも。それだけちょっと教えてください。

○議長（比野下文男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（廣田哲也君） お答えいたします。

組合が解散した場合、その後、決算であったり未払い金とか未収金の事務というものが残ります。その事務をどこの自治体が行うかということをもまず先に決めて、それから解散ということになるので、この手続が必要ということになります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） そうしますと、規約変更します、次に解散ということになるかと思うんですけども、解散してもこの規約は有効ですか。その辺をちょっとお伺いします。

○議長（比野下文男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（廣田哲也君） 規約につきましては有効ということと、あと、次の議題にも関わってくるんですけども、解散に係る協議書についても、その中で規約により下田市が事務を承継するよということを定めますので、そこで有効になってきます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） これ解散してもこの規約が有効というのは間違いないですね。もう一度、すみませんお願いします。

○議長（比野下文男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（廣田哲也君） 失礼しました。

解散したら規約は無効で、規約で定めてから解散、その協議書の中で先ほども言いましたけれども、事務について下田市が行いますよということで協議をまとめるということで。その協議書に下田市さんが解散後の事務をやるというのを載せるためにも、この規約変更が必要になりますということになります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） ちょっと私、分かりにくいんですけども、規約は無効、無効なのに今、その解散に向かって進めているわけですよ。これが無効の規約を追加しなければならないという意味ではちょっと私には分からないですけども、あれですかね、分かる人が…
…ちょっと教えてもらえますか。

○議長（比野下文男君） 防災課長。

○防災課長（高野克巳君） お答えします。

先月まで生活環境課で事務していましたので、私のほうでお答えをいたします。

この規約を見ていただいて分かるように、解散の前にまず、解散後の事務について規定をしているという形であります。この規約が解散された場合もこの条項についての事務の引き継ぎは各市町の議会の議決を経て、協議をもって決めるということになりますので、3月31日での規約は組合がなくなりますので消えるんですけども、その後の事務についての規定についてここで規定をしているという形になります。

以上です。

○議長（比野下文男君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第109号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第109号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第110号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第110号の提案理由を申し上げます。

本議案は南伊豆地域清掃施設組合の解散について、構成市町で協議の上、解散するために必要な事項を協議書として定めるものであります。

詳細については生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 廣田哲也君登壇〕

○生活環境課長（廣田哲也君） 議第110号の内容説明を申し上げます。

本議案は南伊豆地域清掃施設組合の解散について、地方自治法第288条の規定に基づき次ページのとおり、下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町との協議により、南伊豆地域清掃

施設組合の解散を定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

これは組合を構成する1市3町で協議の上、解散するために必要な事項を定めるものです。

協議書の内容となりますが、第1条には令和8年3月31日をもって解散すること。第2条は事務の承継について項目と下田市が承継することを定めるもの。第3条は未収金及び未払い金の清算に関する事務を定めるもの。第4条は決算に関する事務を定めるもの。第5条は財産の処分について定めるもの。第6条はその他として協議書に定めのない事項は関係市町の協議によって定めることを規定しています。

以上で内容説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（比野下文男君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第110号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第110号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第111号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第111号の提案理由を申し上げます。

本議案は南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分をするために、必要な事項を定めるものであります。

詳細については生活環境課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 廣田哲也君登壇〕

○生活環境課長（廣田哲也君） 議第111号の内容説明を申し上げます。

本議案は南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定に基づき次ページのとおり、下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町との協議により南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分を定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

協議書では、組合の財産である備品を表に示すとおり、それぞれの市町に帰属するものと定めるものです。

以上で内容説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（比野下文男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第111号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第111号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第112号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第112号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に497万7,000円を追加し、予算の総額を61億481万3,000円としたいものであります。

歳出では、衛生費の清掃費に488万6,000円を追加するもので、南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴い、これまで実施した事業に対して交付された国庫支出金を返還するため、南伊豆地広域ごみ処理事業に関する覚書に定める負担割合に基づき、下田市に対して支払う323万2,000円及び南伊豆地域清掃施設組合に対して支払う165万4,000円のほか、衛生費の保健衛生費に9万1,000円を追加するものであります。

また、これらの財源として地方交付税に497万7,000円を追加いたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

大年議員。

○3番（大年美文君） 質問させていただきます。

歳出のほうで、組合解散に伴う488万6,000円、これはいろんな人口とか当然そういうのを加味して打ち出された数字だと思うんですけども、どうもね、町長、組合発足してやっぱりどうしても人件費も含めて、恐らく1億円以上、この組合議会に対しては今まで事務経費としていろいろ様々な経費を使っていると思うんですけども、やはりそこはどこが悪いとかいいとかじゃなくて、これは1市3町の責任だと。大事な税金を使って、結果的には解散になってしまったということがありますので、その辺の認識は町長はどう考えられていますか。

○議長（比野下文男君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議会でも何度も答弁をさせていただいていますけれども、本年の1月に本町の焼却炉が故障をいたしまして、焼却事業ができなくなったというところで、本町としては毎日約10トン出るごみの処理に苦慮いたしました。議会にも説明させていただいたとおり、この案件がなければ、1市3町で進んでいたのかなというふうに今でも思っております。その中で、喫緊の課題として対応しなくてはいけないということで、大変これは1市3町で枠組みとして進めてきたことですが、実現ができなかったというのは、やはりそれなりに残念だとは感じております。

しかしながら、町としても将来的な財政負担も考えた中で、議会でも説明させていただいたとおり、方向を転換させていただきました。1市2町の皆さんにはご理解をいただいたというふうに思っておりますが、多額の税金を投入して、結果的にそれが実現できなかったというのは大変残念ではあると思いますけれども、状況が大変大きく変わってしまったということで、これは私はもう致し方ないことかなというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） 我が町の状況から見れば、やっぱりこの組合に加入して、私が思うには時間を何ていうんですかね……仕事が、時間が長すぎたというような気がします。取っかかりからもう今までにいろいろな様々な問題が出たことは事実なんですけれども、やっぱりスピード感がちょっとなかったのかなというのが非常に感じるんですが、町長、その辺はど

う感じられますか。

○議長（比野下文男君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

全体的にスケジュールとして、令和9年の供用開始ということで進んでいたものですから、それが私としても時間がかかりすぎるのか、早いのかという、事業の速度的なことはちょっと私も分からないですけれども、やはり事務方のほうで動いた中で、当初は令和9年の供用開始が事情があって令和11年というふうに延びたということがありますけれども、それが長かったかというのはちょっと私のほうでもちょっと判断ができないというか、そういうスケジュール感なのかなというところでしたので、なかなかその辺のところは私は時間かかりすぎというところはちょっと考えてはおりませんでした。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） 町長の判断で全量搬出をしているということについては、将来的なことを考えて莫大な費用がかかりますので、これはこれで私はいいことだと思います。

でも、基本的に私の中には、やっぱり自分の町のごみは自分の町で処分するというのが大前提だと思うんですね。今、なかなか突発的な故障等があって全量搬出している。今後の予定についても、町長のお考えだと20年先ですか、ぐらい考えると大分こう、一緒に造るとなるとその差が大きいよということで、解散に踏み切ったというような回答をもらっていますけれども、町長の中でもこれが20年後、どんな時代になるかは当然分からないですけれども、先を読んで景気のことを考えて踏み切ったということについては、私は賛成いたします。

ただ、今申し上げたように、最終的にはやはり我が町のごみは我が町で処理したいという気持ちで今後、広い意味で検討してもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（比野下文男君） 稲葉議員。

○9番（稲葉勝男君） 稲葉でございます。

今、大年議員のほうからも質問がございましたけれども、町長の答弁の中で今年の1月にトラブルがあって、それがまず第一の原因だというふうに私は受け取ったんですけれども、その時点で私、1市3町でやっている、これは南伊豆も財政的な意味で厳しいです。町の全てについてフルスペックで町が全部やるというのは、これは今後非常に厳しい状況になると思うんです。そういう中で、1市3町で今回処理場を造ろうということが始まったわけなんですけれども、例えば1月のそのトラブルがあって、その後のごみの処理について1市2町、

あるいは東河そらにお願いして、それで新しい1市3町でやる組合である処理場ができるまで、そういう手法を取りたいというような考えはあったのかなかったのか、その辺をお聞かせいただきたいです。

○議長（比野下文男君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

かねてから、本町は埼玉県の民間の事業者になんげずつ搬出してたという経緯がありまして、搬出先もあったということが、いわゆる第2案ですね。腹案として、広域で焼却をしなかった場合にどうするだということに、腹案があったというのが大きな理由だと思います。その中で、1市3町での焼却事業が令和11年まで延びたときに、本町としてはこれから6年先、4年先、5年先まで耐えられないというところがあったので、もうすぐにでもごみを処理しなくてはいけないということで、そっちの外部搬出のほうに舵を切って、そのときに試算をしたところ、40年で20億の差が出るということがありましたので、これは将来的に当然今から20年後、30年後という、人口も減りますし、ごみ量も減る中で、どれだけ財政負担をしていくかというのは将来につけを残さないということでは、これは重要なことだと思いましたので、その時点で1市3町の枠組みで進めるというのはかなり厳しいかなというふうな判断をいたしました。

そのために、外部搬出ということを選択したんですけれども、先ほど大田議員も言われたとおり、本来であれば町のごみは町内で処理するというのが私も、それはもう一丁目一番地だと思っておりますので、今、外部に搬出することを決めておりますけれども、やはり考え方としてフレキシブルに考えて、今後ごみも減っていく、それから外へ搬出することがどれだけ、私もパーフェクトだと思っていないです。この事業に関して。外部搬出というのは。いろいろな課題もまだまだありますので、まずは出していきますけれども、その中で課題をいろいろ見い出して、課題解決のためにどういうふうな方策がというのが、やはり長期的に考えていくことも必要かなと思いますので、現在では外部搬出ということをしていきますけれども、将来的にはいつまでもそれが続くかどうかというのは、まだ今の時点では決定はしておりません。

以上です。

○議長（比野下文男君） 稲葉議員。

○9番（稲葉勝男君） 町長のおっしゃること、理解できるんですけれども、一番はね、私心配するのは、今、大きい地震が騒がれている。そして、能登半島の地震のときもそうですけ

れども、伊豆半島と能登半島と私、一般質問でもさせていただいているんですけれども、地形的には同じような状況。そこでこの間も東北のほうで大きい地震があったと。それで地震があって道路が寸断されて、現在、埼玉の寄居町まで約300キロ近く、ごみを排出搬出しているわけです。

それが、例えば道路が寸断された、それでどこも行けないというふうな、近隣の市町にお願いすることもそれはできるでしょうけれども、一応そういう心配がすごく私、感じています。それと町民生活に大きい打撃というか、迷惑をかける、そこらを今後十分検討の上、そういう事態が起きた場合は、これが完全、完全ということはないでしょうけれども、こうすれば住民に迷惑はかけないだとか、そういう手法をぜひ考えることが必要だと思います。答弁はいいですよ。

以上、そういうことで、町長のほうでも今後、十分検討されて対応していただきたいと、このように思いますのでよろしく。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） 今、稲葉議員がおっしゃられた内容で、これは申し訳ないけれども補正予算の関係でもなくて、何か可燃物の話になってしまうんですけれども、先般11月5日、6日でオリックスさんに全議員で施設の確認といろんなお話をさせてもらいました。施設に関しては本当にすばらしいもので、この辺にあるような施設じゃ当然ありません。すごく立派な施設でした。いろいろ担当の方も丁寧に説明していただきました。

その中で、今、稲葉議員がおっしゃられたように、災害があったときはどう考えられますかといったときに、前例として、能登だったか、ちょっと申し訳ないですけれども手元に資料がなかったので、海上輸送もしましたよという経過がありますというようなお話もされました。ただ、やはりこの伊豆で一番問題になっているのは、津波だと思うんですね。

ですから、当然その業者さんも海上の輸送は考えていないと思うんですけれども、やはり今、稲葉議員がおっしゃられたように、一番心配なのは災害のときの対応、今後しっかりと業者さんとも、かなり多くの自治体とも契約して、そういう面でも連携するつもりですというようなお言葉をいただいていたので、一安心かなという気はしたんですけれども、やはりそれにしても、やはり災害についてはまた煮詰めていってほしいと思います。これは答弁いりません。

○議長（比野下文男君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第112号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第112号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（比野下文男君） 第3回臨時議会の日程が全て終了しました。

令和7年第3回南伊豆町議会臨時議会をこれをもって閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 比 野 下 文 男

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

署 名 議 員 渡 邊 哲